

神奈川県県立高等学校学び直し支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、県立高等学校及び県立中等教育学校の後期課程（以下「県立高等学校」という。）に在学する生徒の学び直し支援に要する経費（高等学校等の授業料又は受講料）に対し、予算の範囲内において学び直し支援金を支給することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 高等学校等

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等

(2) 高等学校等就学支援金

法第3条第1項に規定する就学支援金

(補助の対象)

第3条 県立高等学校に在学する生徒の学び直しを支援するために、次の各号の全てに該当する者に対して、在学する県立高等学校の授業料又は受講料に充てることを条件に高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）を支給する。

(1) 日本国内に住所を有する者

(2) 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者

(3) 法第3条第2項第2号に該当する者

(4) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）

(5) 高等学校等を退学したことがある者

(6) 学び直し支援金の支給を通算して24月以上受けていない者

【届出_根拠規範】 14_神奈川県_2_3

(7) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であつて、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

(受給資格の認定)

第4条 学び直し支援金の交付を受けようとするときは、高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書（第1号様式）に、保護者等の課税証明書等を添付して、知事に対し、学び直し支援金受給資格の認定を申請し、その認定を受けなければならない。

(学び直し支援金の額)

第5条 学び直し支援金の額は、前条の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）がその初日において当該認定に係る高等学校等（以下「支給対象高等学校等」という。）に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、受給権者について法第3条第2項第2号の規定の適用がないとしたならば、法第5条第1項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第3条及び省令第5条第1項及び第2項の規定により算定される額に相当する額とする。

(学び直し支援金の支給)

第6条 学び直し支援金の支給は、受給権者が第4条の認定を受けた日の属する月から始め、当該学び直し支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 学び直し支援金の交付を受けようとする者がやむを得ない理由により第4条の認定の申請をすることができなかつた場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなつた日を申請日とみなして、前項の規定を適用する。

(学び直し支援金の支給等)

第7条 知事は、受給権者の了承のもと、受給権者に支給すべき学び直し支援金を当該受給権者の授業料又は受講料に充てることとし、そのことをもつて当該受給権者に対し、学び直し支援金の支給があつたものとする。

(学び直し支援金の支給の停止等)

第8条 学び直し支援金は、受給権者が支給対象高等学校等を休学した場合において、受給権者が、知事に支給停止届出書（第2号様式）により申出をしたときは、その申出をした

【届出_根拠規範】14_神奈川県_2_3

日の属する月の翌月から当該場合に該当しなくなった旨の申出をした日の属する月までの間、支給を停止する。

(支払いの一時差止め)

第9条 受給権者が、正当な理由がなく第11条の規定による届出をしないときは、学び直し支援金の支払いを一時差し止めることができる。

(支払いの調整)

第10条 学び直し支援金を支給すべきでないにもかかわらず、学び直し支援金の支給としての支払いが行われたときは、その支払いは、その後に支払うべき学び直し支援金の内払いとみなすことができる。

(届出)

第11条 受給権者は、知事に対し、高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書(第1号様式)を、法第17条に規定する就学支援金に係る保護者等の収入の状況に関する事項の届出日までに提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受給権者は、当該受給権者に係る保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、速やかに知事に提出しなければならない。ただし、既に当該保護者等の課税証明書等を提出している場合にあつては、これを添付することを要しない。

(実績報告)

第12条 学び直し支援金の給付は、受給権者の了承のもと、受給権者に支給すべき学び直し支援金を当該受給権者の授業料に充てることとし、そのことをもって当該受給権者に対し、学び直し支援金の支給があつたものとする。ことから、実績報告については、学校長が受給者に代わって知事に報告しなければならない。

2 前項の報告は、高等学校等学び直し支援金に係る実績報告書(第3号様式)にその他の書類を添えて、当該年度の3月31日までに行わなければならない。

(支出負担行為の委任)

第13条 この要綱による高等学校等学び直し支援金支給については、神奈川県財務規則(昭和29年神奈川県規則第5号)第19条第1項第6号の規定により、その生徒の在学する県立高等学校の学校長に支出負担行為を委任するものとし、この要綱の規定中「知事」とあるのは「学校長」と読み替えるものとする。

【届出_根拠規範】14_神奈川県_2_3

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、学び直し支援金の支給に関し必要な事項は、高等学校等就学支援金の取扱いに準じて行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 3 条第 1 項第 7 号の規定は、平成 30 年 7 月分以降の学び直し支援金の支給について適用し、同年 6 月分以前の月分の学び直し支援金の支給については、なお従前の例による。